

2019年6月19日

## 災害および事件の報道に関して

報道関係者各位

「災害や事件にあった被害者・関係者に関する報道体制に配慮を求める声明」

公益社団法人 日本精神神経学会  
神庭 重信

災害や事件の報道につきまして、人権的・精神医学的観点からご配慮いただきたいことがございます。ご遺族・被害者およびご家族・関係者のご回復、そして事件を受け止める社会への影響を鑑み、報道の対象・時期・方法に関しまして、細心のご配慮をお願い申し上げます。

ご遺族、被害者およびご家族、関係者は、悲惨な災害や事件によって筆舌に尽くし難い苦痛を体験します。その結果、誰であっても多彩な心身の反応を起こします。一部の人においては、その反応が長引き、各々で対処できないような心の傷（心的外傷、トラウマ）となり、精神健康上の影響が生じます。そのため、各々が心身の回復に専心できるよう、誰もが一丸となって協力することが肝要です。

心身の回復にあたっては、安心できる環境が保たれることが大前提です。事件後、しばらくの間は、失った方を悼み、回復に専念する貴重な時機です。しかし、報道過熱による、いわゆるメディア・スクラムは、その環境を阻害することがあります。その結果、ご遺族、被害者およびご家族、関係者の苦痛を増悪させ、長引かせることとなります。

衝撃的な出来事によって、すでに傷ついた心が新たな刺激で傷つくことは「二次被害」と呼ばれています。被害者がメディア取材を受けることが、心的外傷に関連していることを示唆する海外のデータがあります。特に、個別取材や当人が望まない形での取材では、その傷がますます大きくなるのが危惧されます。加えて、事件の直接の当事者でない者であっても、報道映像等を繰り返し視聴することで心的外傷症状やうつ症状が高まるのが、過去の事件についての研究で立証されています。

社会全体として、ご遺族・被害者およびご家族・関係者が一日でも早く回復するよう支えることが求められます。加えて、直接の関係者だけでなく、社会への二次被害を防ぐことが求められます。報道関係者の皆様にはご配慮を頂けますようよろしくお願い申し上げます。